

ブルネイの輸入規制変更 (新旧対照表)

【平成 27 年 2 月 27 日～平成 28 年 5 月 31 日】

	地域	品目	規制内容
1	福島県	<u>食肉、水産物、牛乳・乳製品</u>	<u>輸入停止</u>
2		<u>野菜・果物(生鮮・加工)、いも類、海藻、緑茶製品</u>	〈放射性物質検査証明〉(放射性セシウム 134 及び 137 について Codex 基準(注 1)に適合することの証明) (注 2)
3		<u>上記以外の品目</u>	〈 <u>産地証明</u> 〉 (<u>上記に該当しないことの証明</u>)
4	福島県以外	全ての食品	〈 <u>産地証明</u> 〉 (<u>上記に該当しないことの証明</u>)

注 1 ; 放射性セシウム ($^{134}\text{Cs}+^{137}\text{Cs}$) : 1,000Bq/kg

注 2 ; 放射性物質検査の結果が、日本の基準値を上回っている場合には、証明書を発行することはできません。

【平成 28 年 6 月 1 日以降(変更後)】

	地域	品目	規制内容
1	福島県	<u>全ての食品</u>	〈放射性物質検査証明〉(放射性セシウム 134 及び 137 について Codex 基準(注 1)に適合することの証明) (注 2)
2	福島県以外	全ての食品	〈 <u>産地証明</u> 〉 (<u>上記に該当しないことの証明</u>)



変更



変更なし

注 1 ; 放射性セシウム ($^{134}\text{Cs}+^{137}\text{Cs}$) : 1,000Bq/kg

注 2 ; 放射性物質検査の結果が、日本の基準値を上回っている場合には、証明書を発行することはできません。